

## 協議第34号

### 都市内分権について

都市内分権に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に「地域審議会」を設置する。
- 2 同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時までには両市の協議により定める。

平成29年5月30日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・合併に際して、編入される地域における行政との連絡調整や住民の行政参加の機会をいかに担保するかという課題に対し、法制度によらない既存の仕組みは、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられているため、特定の地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分とは言えない。そこで、このような課題の対応策として法により制度化された仕組みの活用を検討すべきである。
- ・法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区及び合併特例区があるが、「行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障する」という働きは先行例においても共通して確認されているところであることから、設置・運営コストを最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当である。
- ・地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項については、行政連絡機構として位置づける自治会組織や広報委員制度などの既存の仕組みの合併後のあり方を考慮して協議すべきである。